

藤崎町子育て世帯定住促進事業補助金 Q & A

(1) 資格関係質問		回 答
1	中学生と高校生の子どもを扶養していますが、補助対象となりますか。	中学生以下の子どもを扶養していれば補助対象となりますが、補助対象期間である24か月以内に当該中学生が中学校を卒業した場合は、その時点で補助対象外となります。
2	平成29年4月1日より前に町内民間賃貸住宅の賃貸契約を締結していますが、補助対象となりますか。	平成29年1月1日以降に、新たに町内民間賃貸住宅の賃貸契約を締結している方を対象としています。それ以前に賃貸契約をしている場合は、原則として補助対象なりません。
3	平成29年3月1日に藤崎町に転入してきましたが、補助対象となりますか。	平成29年4月1日以降の転入（住所設定）を対象としていますので、3月転入であれば対象なりません。 ただし、保育所入所等3月に転入しなければならない特別な理由により、対象となる場合もあります。
4	2年前に藤崎町を転出し、今回再度、藤崎町に転入してきた世帯ですが、補助対象となりますか。	藤崎町から転出後3年に満たない期間内に再度転入された方に対しては、補助対象なりません。 ※世帯と個人で対象は異なります。
5	平成29年4月に藤崎町に転入し、民間賃貸住宅に入居しています。1年後には転勤で町外に転出しますが、対象となりますか。	本事業は、藤崎町に定住する意思をもって転入された方が対象となることから、補助対象とはなりません。また、補助金等の交付を受けた世帯が、一定期間以内に転出された場合は、補助金等を返還いただくことがあります。
6	祖父が所有する民間賃貸住宅に入居していますが、補助対象となりますか。	3親等以内の親族が所有する住宅を貸借する場合は補助対象とはなりません。
7	補助金の対象となる住宅は、どういう住宅ですか。	藤崎町内の民間賃貸住宅が対象となります。ただし、次の住宅を除きます。 ア 町営等の公的賃貸住宅 イ 社宅・官舎・寮等の給与住宅 ウ 申請者以外が締結した賃貸借契約に基づく住宅

(2) 申請関係質問		回 答
1	家賃が5万円で、会社から住宅手当を2万円支給されていますが、補助金はいくらもらえますか。	家賃5万円－住宅手当2万円＝実質家賃負担額3万円となりますので、補助金は上限額の2万円となります。
2	家賃には共益費や駐車場代等も含めますか。	共益費、管理費、駐車場代等は除きます。
3	申請者の他の世帯員が住宅手当を支給されている場合はどうなりますか。	申請者以外の世帯員が住宅手当を支給されていれば、その額を合算して実質家賃負担額を決定することとなります。
4	補助申請は初年度だけで行えばいいのでしょうか。	補助対象期間内において、毎年度申請を行う必要があります。申請を怠った場合は、補助事業者として資格を喪失し補助金等が停止されます。
5	実績報告とはどのような手続きを行うのですか。	実績報告とは、年度末もしくは補助対象期間終了時に当該年度の家賃を支払った証拠書類として領収書等を添付のうえ、支払った家賃額の実績を報告し、最終的な補助金額を決定する手続きのことをいいます。
6	補助申請の時期は決まっていますか。	補助金の申請は、平成29年4月3日以降となっています。
7	補助金等どのように受け取るのですか。	請求を受けた後、補助金は口座へ振込み、お米については商品券(お米券)を送付しますので、指定取扱店でお米と引き換えしていただきます。
8	補助金はいつからもらえますか。また、支払時期はいつ頃を予定していますか。	補助金等の対象期間は、交付決定を受けた月から24か月となっており、支払時期については実績報告後、町に対して請求を行い、4月交付を予定しています。最終分については、請求の翌月となります。 例1) 平成29年4月申請で同月から該当する(小学生一人)場合は、30年4月に12か月分の補助金とお米券60kg分を、31年4月に12か月分の補助金とお米券60kg分が受けられます。 例2) 平成29年6月申請で同月から該当する(中学3年生と小学6年生)場合は、30年4月に10か月分の補助金とお米券100kg分を、31年4月に12か月分の補助金とお米券60kg分を、31年6月に2か月分の補助金とお米券10kg分が受けられます。
9	補助申請や請求は郵送でも可能ですか。	書類の確認等が必要なため、直接役場へお持ちくださるようお願いいたします。

(3) その他質問		回 答
1	補助金等の交付決定を受けましたが、別のアパートに転居を考えていますが、この場合はもらえなくなるのでしょうか。	別の民間賃貸住宅に転居後も補助要件を満たしていれば、補助金は継続して支給されます。ただし、そのような場合は、変更申請等を要するため、必ず事前にご相談ください。 変更申請等を怠った場合は、補助事業者として資格を喪失し補助金が停止されることがあります。
2	補助金等の交付決定後、一度資格を喪失し交付を取り消されましたが、再度補助要件を満たしたため、補助申請することは可能でしょうか。	交付対象者は、過去に本補助を受けたことがない方が対象となりますので、交付を取り消された後に2回目の補助金を申請することはできません。
3	この補助金等は課税対象となりますか。	原則として課税対象となりますので、所得税の確定申告または町県民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署か町税務課までお問い合わせください。